

《改正後の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(抜粋)》

(_____ 傍線の部分は、内容が改正された部分)

(粗暴行為等の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、棧橋、興行場、飲食店その他の公衆が通行し、若しくは出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すごみ、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団をいう。)の威力を示す等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2・3 (略)

(不当な客引き行為等の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 次に掲げる行為について、客引き(八に掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ハ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

二 前号イ又はロに掲げる行為(ロに掲げる行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

三 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、又は客待ちをすること。

四 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなす行為

五 前号イ又はロに掲げる行為(ロに掲げる行為については、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若し

くは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

- 六 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。
- 一 第1項第1号口又は八に掲げる行為（口に掲げる行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の客又は利用者
- 二 第1項第4号口に掲げる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべき旨を命ずることができる。
- 5 何人も、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為（以下この項及び次項において「客引き等」という。）の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待ってはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめるべき旨を命ずることができる。

（ピンクビラ等の配布行為等の禁止）

第5条の2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品（以下「ピンクビラ等」という。）を配布すること。
- イ 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵
- ロ 性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真又は絵であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの
- ハ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し又は推測させる文言等
- ニ 人の性的好奇心をそそる映像を内容とするビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスクその他の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体の販売を表す文言等であって、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

- 二 公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置すること。
- 三 みだりに人の住居等にピンクビラ等を配り、又は差し入れること。
- 2 何人も、前項の規定に違反する行為をする目的で、ピンクビラ等を所持してはならない。
- 3 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第1項の規定に違反する行為をさせてはならない。

第6条～第11条（略）

（指示）

第12条 公安委員会は、第5条第1項第1号イから八までに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し同条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第5条の2の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

（事業の停止）

第13条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第5条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第5条の2の規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

- 第14条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
 - 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。
 - 4 第1項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の

罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反した者
- 二 第4条の規定に違反した者
- 三 第13条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第2項の規定に違反した者
- 二 第5条の2第3項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第2条の規定に違反した者
- 二 第5条第1項の規定に違反した者
- 三 第5条の2第1項の規定に違反した者
- 四 第6条から第10条までの規定のいずれかに違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第5条第4項の規定による警察官の命令に違反した者
- 二 第5条の2第2項の規定に違反した者

5 第5条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

6 常習として、第1項（第3号を除く。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 常習として、第2項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 常習として、第3項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項第3号、第2項、第3項第2号若しくは第3号、第4項、第5項、第7項又は第8項（前条第3項第2号若しくは第3号に掲げる者に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

第17条 （略）